

令和3年12月22日
庁舎整備担当部
生活文化政策部

新しい本庁舎等における区民利用施設の運営に関する検討の進め方について

1 概要

本庁舎等整備では、基本構想の段階から「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を基本的方針の1つに掲げており、行政サービスの提供に留まらず、幅広い区民がふれあい、交流できる場所として、区民会館、区民交流スペース、広場等、様々な区民利用施設の整備を、庁舎と一体に進めているところである。

これらの区民利用施設について、より使いやすい、使いたくなる施設とするためには、運営の在り方が重要となる。

そこで、令和4年度より生活文化政策部内に新組織を立ち上げ、令和7年度の区民交流スペースの開設に合わせ、各区民利用施設の一括運営を基本とし、これに向けた検討を進めることとする。

2 これまでの検討経緯

平成28年度 世田谷区本庁舎等整備基本構想策定。「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を基本的方針の1つとする。

平成29年度～ 本庁舎等整備推進委員会区民会館分科会にて、区民会館の各機能の使われ方、区民交流スペースの使われ方などの検討開始。

令和 元年度～ 区民交流機能分科会に改組。
世田谷区民会館（令和5年度開設）は、世田谷総合支所、区民交流スペース（令和7年度開設）は、生活文化政策部、広場や屋上庭園（令和7年度利用開始）は、庁舎整備担当部を主担当に検討を継続し、設計の各段階で要件整理などを行い、現在に至る。

3 今後の進め方

(1) 今後の進め方

新潟県長岡市のアオーレ長岡等、先進事例においては、複数の市民利用施設の運営を一括化し、市民目線の効率性、利便性を実現している。区の新庁舎においても、区民交流スペースの開設に合わせ、各区民利用施設の一括運営に向けた検討を進めることとする。

一括運営イメージは別紙1のとおり。

(2) 検討体制

生活文化政策部を主担当とし、劇場系コンサルタント等の検討支援を受けながら、世田谷総合支所、庁舎整備担当部等と連携して進める。

(3) その他

世田谷区民会館は令和5年度に先行して開設するため、令和7年度までの2年間を暫定運営期間とし、引き続き世田谷総合支所で担当する。

各区民利用施設の施設管理については、庁舎全体の維持管理業務に含め、庁舎整備担当部が選定する総合管理業務事業者が受け持つこととする。

4 今後のスケジュール（想定）

令和4年度 区民利用施設運用計画検討支援事業者選定（プロポーザル）、運用計画検討

令和5年度 一括運営に向けた仕様書作成

1期竣工後、区民会館利用開始（2期竣工まで暫定期間）、オープンイベント①

令和6年度 一括運営事業者選定

令和7年度 区民利用施設全体開業準備、プレイベント

2期竣工後、区民交流スペース等も含めた一括運営開始、オープンイベント②

本庁舎等整備 基本構想

方針 1 「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を実現し、
利用しやすい、利用したくなる施設とするために何が必要か。

このままでよいのか？

【区民利用施設】

区民会館ホール、練習室、集会室

区民

行政

事業者

区民交流スペース、区民交流室

区民

行政

事業者

屋上庭園(東)、展望ロビー、
テラス、中庭広場

区民

行政

事業者

【運営はそれぞれ別】

施設それぞれで、

- ・利用申込受付
- ・イベント企画調整
- ・相談対応
- ・HPによる情報発信
- ・レストラン、売店等との連携

本庁舎等整備 基本構想

方針1「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を実現し、
利用しやすい、利用したくなる施設とするために何が必要か。

■ 運営のしくみを考える。

「本庁舎等」のうち、区民利用部分の【運営】を一括化し、利用しやすくする。

【区民利用施設】

- ・区民会館ホール、練習室、集会室
- ・区民交流スペース、区民交流室
- ・屋上庭園(東棟)、展望スペース
- ・テラス、広場
- ※レストラン、ラウンジ、売店

【運営】

- ・利用申込受付
- ・利用したい主催者・
区民からの相談対応
- ・イベント企画段階からのサポート
- ・イベント企画調整
- ・専用HPによる情報発信

区民

事業者

行政

【イベントカテゴリ】

講演会・式典

音楽

文化・芸術

国際交流

スポーツ・健康

地域情報・まちづくり

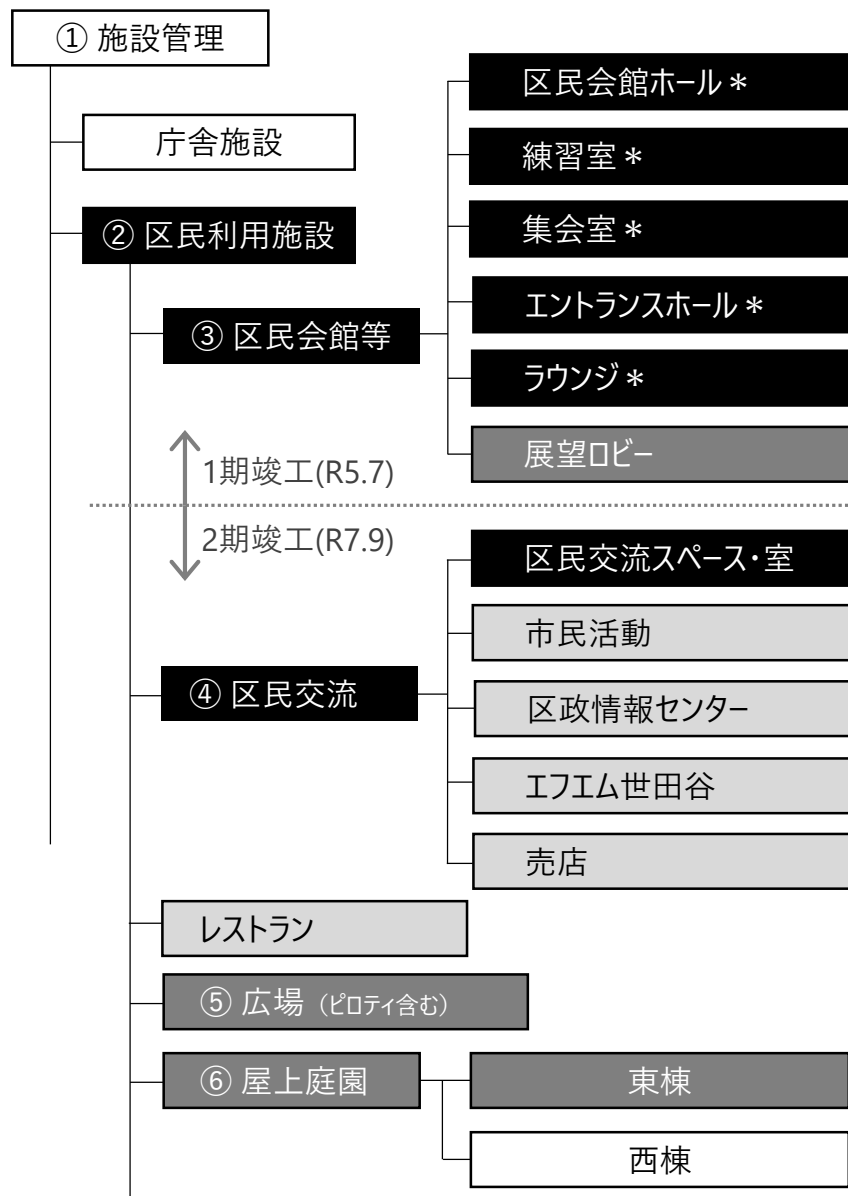
ワークショップ

⋮

【施設管理】

警備、設備保守点検、植栽管理、清掃等の施設管理は、庁舎全体で一括して総合管理事業者へ委託。

■ 区民利用施設の【運営】一括化イメージ



- ①施設管理
 - ・全体（庁舎・区民会館）の維持管理を行う（ハード面）。
 - ※[区民利用施設も同様](#)
- ②区民利用施設
 - ・[一括的な運営（企画・発信・予約・利用等のソフト面）](#)とする。
- ③区民会館等
 - ・区民交流スペース等と開設時期が異なるため、[当初は暫定運営](#)とする。
- ④区民交流（R7.9.中頃竣工）
 - ・[区民利用施設の運営センターを備える。](#)
 - ・企画・運営を主導するとともに、区民らが各機能を使い倒せるよう支援機能も担う。
 - ・[準備期間中に運営事業者を区民の中から育てることを理想とする。](#)
 - ・その他の「テナント的機能」との連携を徹底する。
- ⑤広場(ピロティ含む)
 - ・ホール、区民交流との配置の関係性から、利用者の利便性を考慮し、[一括運営に含めたい。](#)
- ⑥屋上庭園
 - ・東棟の屋上庭園は、常時、区民開放するため、区民を誘導する仕掛けが重要なため、[一括運営に含めたい。](#)

< 運営の対象と方法 >

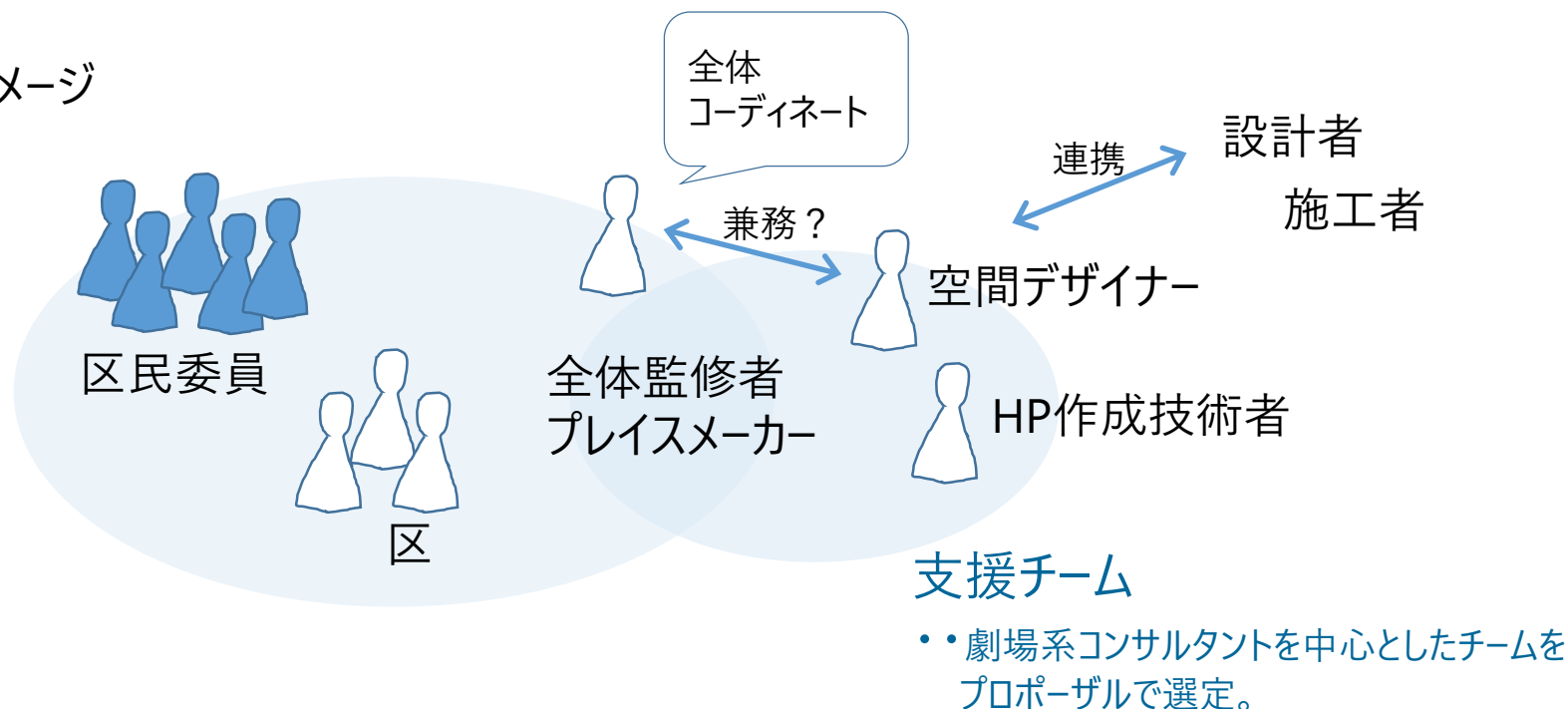
…対象
 …テナント的機能
 * …2期竣工まで暫定運営

本庁舎等整備 基本構想

方針 1「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を実現し、
利用しやすい、利用したくなる施設とするために何が必要か。

2期竣工後に向けて、区民利用施設全体の運営方針策定等、区民参画で進める。

※図はイメージ



基本構想の方針 1 を実現するに
ふさわしいプロセスをデザイン



2期竣工後以降の区民利用施設の
事業者選定に反映